旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年７月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社さくらトラベル　②第３種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第３―307号　④株式会社さくらトラベル　柴田郡大河原町字新南34番地５　代表取締役　八重樫義男　⑤本社営業所　柴田郡大河原町字小島２番地１　⑥平成17年８月22日　⑦平成23年５月23日　⑧90万円　⑨450万円

Ａ　①有限会社日本ブライト旅行　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３―560号　④有限会社日本ブライト旅行　佐野市吉水駅前３丁目６番地３　代表取締役　石川直樹　⑤本社営業所　佐野市吉水駅前３丁目６番地３　⑥平成13年４月13日　⑦平成23年４月13日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①日本中央観光株式会社　②第２種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第２―42号　④日本中央観光株式会社　亘理郡亘理町字道田西63番地の８　代表取締役　門間進　⑤本社営業所　亘理郡亘理町字道田西63番地の８　⑥昭和40年10月11日　⑦平成23年５月23日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ヤマコー　②第２種旅行業　③山形県知事登録旅行業第２―242号　④株式会社ヤマコー　山形市鉄砲町二丁目13番18号　代表取締役　結城誠　⑤本社営業所　山形市鉄砲町二丁目13番18号　⑥昭和53年11月22日　⑦平成23年６月８日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社Ａ＆Ｔ　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―721号　④有限会社Ａ＆Ｔ　銚子市三軒町７番地の18　取締役　本多正　⑤本社営業所　銚子市三軒町７番地の18　⑥平成16年３月23日　⑦平成23年５月25日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社沖縄クリエイティブツアーズ　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３―229号　④有限会社沖縄クリエイティブツアーズ　那覇市首里石嶺町三丁目10番地１真アパート301　清算人　久貝康広　⑤本社営業所　那覇市首里石嶺町三丁目10番地１真アパート301　⑥平成15年６月20日　⑦平成23年６月８日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①金秀リゾート株式会社　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２―252号　④金秀リゾート株式会社　那覇市旭町112番地１　代表取締役　呉屋守孝　⑤本社営業所　那覇市旭町112番地１　⑥平成17年10月５日　⑦平成22年10月５日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①飯田観光社　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２―473号　④飯田成男　北相馬郡利根町大字立木1366番地４　⑤本社営業所　北相馬郡利根町立木1700―４　⑥平成12年６月28日　⑦平成23年６月10日　⑧220万円　⑨1100万円

Ｂ　①株式会社中部旅行社　②第２種旅行業　③鳥取県知事登録旅行業第２―28号　④株式会社中部旅行社　倉吉市山根540番地１　代表取締役　竹歳俊介　⑤本社営業所　倉吉市山根540番地１　⑥昭和57年４月12日　⑦平成23年５月27日　鳥取県知事登録旅行業第３―28号　⑧160万円　⑨1100万円

以上９件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年７月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①大和エステート株式会社　②国土交通大臣(3)5972　③代表取締役　明石昌　④東京都千代田区飯田橋３丁目13番１号　廃止した従たる事務所千葉県市川市妙典５―13―33　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区飯田橋３丁目13番１号　大和エステート株式会社　代表取締役　明石昌

①パラディオ合同会社　②東京都知事(1)91513　③グリーンフィールド・アドバイザーズ株式会社　職務執行者　森田威　④東京都千代田区麹町二丁目10番３号リノウ麹町426号室　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区麹町二丁目10番３号リノウ麹町426号室　パラディオ合同会社　清算人　内山隆太郎

①株式会社ミニミニ城東　②国土交通大臣(2)6271　③代表取締役　小松榮喜　④千葉県船橋市本町五丁目３番５号　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市本町五丁目３番５号　東京都江東区門前仲町一丁目４番６号　東京都墨田区両国二丁目14番２号　東京都墨田区江東橋三丁目８番12号　東京都江東区森下二丁目２番５号　東京都中央区八重洲一丁目９番13号　東京都千代田区内神田三丁目21番８号　東京都千代田区外神田一丁目16番８号　⑤4000万円　⑥関東地方整備局長　⑦千葉県船橋市本町五丁目３番５号　株式会社ミニミニ城東　代表取締役　小松榮喜

①合同会社アイリス　②東京都知事(1)88834　③代表社員　株式会社エムケーキャピタルマネージメント　職務執行者　佐々木秀一　④東京都港区南青山四丁目１番11号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区南青山四丁目１番11号　合同会社アイリス　代表社員　株式会社エムケーキャピタルマネージメント　職務執行者　佐々木秀一

①日本賃貸住宅保証機構株式会社　②大阪府知事(1)第53619号　③代表取締役　吉田生喜　④大阪市中央区城見２―２―22　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市中央区城見２―２―22　日本賃貸住宅保証機構株式会社　代表取締役　吉田生喜